

職員の定年引上げについて

令和4年11月24日

総務部

1 趣旨

国の例に準じ職員の定年を引き上げることとし、関係条例の一部改正等を行うことから、職員の定年引上げ実施に係る背景や制度の概要等について説明するもの。

2 公務員の定年引上げに係る背景

少子高齢化が進む中、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代に知識、技術、経験などを継承していくことが必要であるため、国家公務員について、定年の段階的な引上げとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制度が設けられた。

地方公務員については、国家公務員の定年を基準としてその定年を条例で定めることとされており、定年の引上げに合わせて、国家公務員と同様の措置を講ずる地方公務員法の改正が行われたことから、市の条例に係る必要な規定の整備をしようとするものである。

3 定年引上げの制度概要

(1) 定年年齢の引上げ

令和5年4月1日から、職員の定年年齢を60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げる。なお、医師・歯科医師については、現行どおり65歳とする。

<定年の段階的引上げ>

期間	現行	令和5年度 ～6年度	令和7年度 ～8年度	令和9年度 ～10年度	令和11年度 ～12年度	令和13年度～
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

(2) 定年引上げに係る制度概要

ア 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入

組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、役職定年制を導入する。

役職定年の適用範囲は、管理職手当の支給対象である課長級以上の職とし、役職定年の年齢は60歳とする。

※役職定年制 管理監督職を占めている職員について、役職定年の年齢に到達後の翌年度、管理監督職以外の職等へ降任又は転任させるとともに、役職定年の年齢に達している者について、管理監督職に新たに任命できないこととするもの。

イ 定年前再任用短時間勤務制の導入

60歳に達した日以後定年前に退職した職員について、本人の意向を踏まえ、短時間勤務の職に採用することができる定年前再任用短時間勤務制を導入する。（任期は定年（引上げ完成後は65歳）まで）

※定年が段階的に引き上げられる経過期間において、65歳まで再任用ができるよう、現行の再任用制度と同様の仕組み（暫定再任用職員制度）を措置。

ウ 情報提供・意思確認制度について

当分の間、職員が60歳に達する日の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供し、職員の60歳以後の勤務の意思を確認する。（令和5年度中に60歳に達する職員に対し、令和4年度中に意思確認を実施）

エ 60歳に達した職員の給与等について

60歳に達した職員の給与及び退職手当について、翌年度の職員の給料月額を、当分の間、60歳前の7割水準とする。また、退職手当については、60歳に達した日以後に、定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間、「定年」を理由とする退職と同様に退職手当を算定する。

4 高齢者部分休業制度の導入

高齢期職員の多様な働き方のニーズに応えるため、定年退職前に先行的に休業を取得することができる高齢者部分休業制度を導入する。

- ・取得期間 60歳到達の翌年度から引上げ後の定年年齢まで
- ・取得目的 定年退職後の人生設計のための準備や社会的貢献への従事など

5 一部改正等を行う条例

(1) 一部改正

盛岡市職員の定年等に関する条例

定年の引上げ、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）が適用される職の範囲、定年前再任用短時間勤務制の導入、暫定再任用職員制度の導入等に係る改正を行う。

以下の条例について、60歳以降の給料月額を7割水準とする措置、60歳以降の退職に係る退職手当を定年退職と同様の算定とする措置、定年前再任用短時間勤務職員制度等に係る改正を行う。

- ・盛岡市職員給与支給条例
- ・盛岡市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
- ・盛岡市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
- ・盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ・盛岡市職員の退職手当に関する条例
- ・盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例

- ・盛岡市職員の育児休業等に関する条例
- ・盛岡市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
- ・盛岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
- ・盛岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- ・盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ・盛岡市職員の退職管理に関する条例

(2) 廃止

盛岡市職員の再任用に関する条例

地方公務員法の改正に伴い、再任用職員制度を廃止する。（経過措置として、令和13年3月31日までの期間、現行の再任用制度と同様の仕組みの暫定再任用職員制度を措置）

(3) 新規

盛岡市職員の高齢者部分休業に関する条例

地方公務員法第26条の3の規定による高齢者部分休業について、休業をすることができる期間を60歳に到達した年度の翌年度の4月1日以後からと定め、その他必要な事項（承認、取消、給与及び退職手当の取扱い等）を定める。

6 施行期日

令和5年4月1日

（盛岡市職員の定年等に関する条例の情報提供・意思確認に係る規定は公布の日）